

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第10号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の	[略]	市長の	[略]
事務部	診療所 所長 <u>統括事務長</u> 事務長	事務部	診療所 所長 事務長
局	[略]	局	[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長	市長の	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長
事務部	次長 <u>技監</u> 秘書広報課の課長補佐	事務部	次長 秘書広報課の課長補佐及び秘
局	及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長	局	書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
[略]		[略]	
教育委	[略]	教育委	[略]
員会の	<u>博物館</u> <u>館長</u>	員会の	<u>学校給</u> <u>所長</u>
事務局		事務局	<u>食セン</u>
等		等	<u>ター</u>
[略]		[略]	
3 花巻市		3 花巻市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課	市長の	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課
事務部	長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課	事務部	長 室長 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課
局	長補佐及び法規文書係長 人事課の課	局	長補佐及び法規文書係長 人事課の課

	長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長 法務専門監 財務専門監 <u>ICT専門監</u>
	[略]
[略]	

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務部局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 課長 所長 政策企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び情報政策推進室情報政策係長 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐
		[略]
[略]		

5 [略]

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務部局	本庁	部長 担当部長 <u>特命部長</u> 会計管理者 <u>次長</u> 課長 <u>担当課長</u> 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） <u>総務企画部の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。）及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。）</u> 総務課の課長補佐、副主幹、行政文書係長及び職員係長

	長補佐、人事係長及び給与係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事務を担当する者に限る。）及び秘書係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長 法務専門監 財務専門監 <u>ICT政策推進監</u>
	[略]
[略]	

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務部局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参事 課長 所長 政策企画課の課長補佐、 <u>秘書係長及び行政経営係長</u> 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事厚生係長 都市プロモーション課の課長補佐及び <u>情報政策推進室情報管理係長</u> 財政課の課長補佐及び財政係長 資産経営課の課長補佐及び管財係長 保育指導副主幹
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長 総務課の課長補佐及 <u>び総務係長</u>
		[略]
[略]		

5 [略]

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務部局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 <u>経営企画課の副主幹（秘書の事務を担当する者に限る。）</u> 財政課の課長補佐及び <u>主査 管財課の課長補佐</u>

	市民センター	所長 担当部長 <u>特命部長</u> 課長 室長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長 担当課長 <u>学校教育課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）</u>
		[略]
		[略]

7～11 [略]

12 奥州市

組織	職員
	[略]
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 主幹（行政経営室の主幹に限る。） 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	[略]
	[略]

13～16 [略]

17 紫波町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に限る。） 総務課の職員係長
	[略]
	[略]

18 矢巾町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長

	市民センター	所長 担当部長 課長 室長
		[略]
教育委員会等の事務局	事務局	教育部長 課長 担当課長 <u>学校総務課の課長補佐</u>
		[略]
		[略]

7～11 [略]

12 奥州市

組織	職員
	[略]
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 <u>参事</u> 所長（ <u>地域包括支援センターの所長に限る。</u> ） 課長 主幹（行政経営室の主幹に限る。） 総務課の課長補佐（人事、給与又はサービスに関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	[略]
	[略]

13～16 [略]

17 紫波町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に限る。） 総務課の職員係長 <u>財政課の財政調整係長</u>
	[略]
	[略]

18 矢巾町

組織	職員
	[略]
町長の事務局	本庁 <u>政策推進監</u> 会計管理者 課長 室長 総務課の課長補佐及び職員係長

局		
[略]		

19～22 [略]

23 大槌町

組 織		職 員
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	課長
	[略]	
[略]		

24 [略]

25 岩泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	危機管理監 会計管理者 課長 参事 総務課の総括室長
局	子ども 園	園長 (いわいずみ子ども園及びおもと 子ども園に限る。)
	[略]	
[略]		

26～31 [略]

32 一戸町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 総務 課の課長補佐
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長 室長
	[略]	
[略]		

別表第2 一部事務組合 (第2条関係)

1～5 [略]

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 事務局次長 所長

7～17 [略]

局		
[略]		

19～22 [略]

23 大槌町

組 織		職 員
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育次長 課長
	[略]	
[略]		

24 [略]

25 岩泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	会計管理者 課長 総務課の総括室長
局	子ども 園	園長 (いわいずみ子ども園に限る。)
	[略]	
[略]		

26～31 [略]

32 一戸町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務局	本庁	部長 参事 会計管理者 課長 主幹 総務課の課長補佐
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 室長
	[略]	
[略]		

別表第2 一部事務組合 (第2条関係)

1～5 [略]

6 盛岡・紫波地区環境施設組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 技監 事務局次長 所長

7～17 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。